

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第9号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和58年新潟県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(入院費用の徴収) 第9条 (略) 2 前項の規定により徴収する額（以下「費用徴収額」という。）は、費用負担者に係る <u>法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額の合算額に応じ、別表第1により認定した額とする。</u> 3 <u>所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹に地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係る額又は特定扶養親族に係る額（扶養親族に係る額に相当する額を除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u> <u>(2) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を</u>	(入院費用の徴収) 第9条 (略) 2 前項の規定により徴収する額（以下「費用徴収額」という。）は、費用負担者に係る <u>所得税額（1月1日から5月31日までの間の入院費用については前々年分のものとし、6月1日から12月31日までの間の入院費用については前年分のものとする。以下同じ。）の合算額</u> に応じ、別表第1により認定した額とする。

有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(同項第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

4 第5条の通知を受けた家族等は、当該通知を受けたときは入院措置日における費用負担者等の状況を、継続して入院しているときは毎年7月1日現在の費用負担者等の状況を、速やかに別記第6号様式により知事に届け出なければならない。

5 (略)

(費用徴収額の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 月の中途において措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹に変更があつた場合の費用徴収額は、変更のあつた月の翌月から再認定した額とする。

(手帳の交付申請等)

第26条 (略)

2 省令第23条第2項第1号の診断書は、知事が別に定めるところによるものとする。

別表第1 (第9条関係)

費用負担者の <u>所得割</u> の合算額	費用徴収額(月額)
------------------------	-----------

3 第5条の通知を受けた家族等は、当該通知を受けたときは入院措置日における費用負担者等の状況を、継続して入院しているときは毎年6月1日現在の費用負担者等の状況を、速やかに別記第6号様式により知事に届け出なければならない。

4 (略)

(費用徴収額の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 月の中途において費用負担者に変更があつた場合の費用徴収額は、変更のあつた月の翌月から再認定した額とする。

(手帳の交付申請等)

第26条 (略)

2 省令第23条第1項第1号の診断書は、知事が別に定めるところによるものとする。

別表第1 (第9条関係)

費用負担者の <u>所得税額</u> の合算額	費用徴収額(月額)
-------------------------	-----------

564,000円以下	(略)
564,001円以上	(略)

別表第2 (第29条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
1 法第22条第2項の規定による精神障害者等の診察及び保護の申請書	(略)	
(略)		
6 法第33条の7第5項の規定による応急入院の届出書	(略)	
(略)		

第6号様式 (第9条関係)

措置入院者家族等構成員届

(略)

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第9条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)					
患者と生計を一にする世帯員	患者との続柄	(略)	職業又は勤務先	※所得割額	(略)
		(略)			
(略)					
患者と生計を一にする世帯員が患者の住所と異なる場合の住所		※所得割額の計		(略)	
(略)					

添付書類

市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる書類 (課税証明書等)

(略)

第7号様式 (第9条関係)

措置入院者家族等構成員変更届

(略)

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第9条第5項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)

添付書類

1 転入の場合

市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる書類 (課税証明書等)

1,470,000円以下	(略)
1,470,001円以上	(略)

別表第2 (第29条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
1 法第23条第2項の規定による精神障害者等の診察及び保護の申請書	(略)	
(略)		
6 法第33条の4第5項の規定による応急入院の届出書	(略)	
(略)		

第6号様式 (第9条関係)

措置入院者家族等構成員届

(略)

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第9条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)					
患者と生計を一にする世帯員	患者との続柄	(略)	職業又は勤務先	※前年分の所得税額	(略)
		(略)			
(略)					
患者と生計を一にする世帯員が患者の住所と異なる場合の住所		※所得税計		(略)	
(略)					

添付書類

源泉徴収票又は税務署が発行する納税証明書

(略)

第7号様式 (第9条関係)

措置入院者家族等構成員変更届

(略)

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第9条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)

添付書類

1 転入の場合

源泉徴収票又は税務署が発行する納税証明書

<p>2 (略) (略)</p> <p>第23号様式 (第28条関係) 障害者手帳再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">申請者 <u>住所</u> <u>氏名</u> ⑩ <u>生年月日</u> <u>個人番号</u> 現行の手帳番号 号</p> <p>(略)</p> <p>注1・2 (略)</p> <p><u>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行規則第30条第1項第2号に掲げる書類 (運転免許証等)を提示する場合は、個人番 号の記載は要しない。</u></p>	<p>2 (略) (略)</p> <p>第23号様式 (第28条関係) 障害者手帳再交付申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">申請者の<u>住所</u> <u>申請者の氏名</u> ⑩ <u>申請者の個人番号</u> 現行の手帳番号 号</p> <p>(略)</p> <p>注1・2 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の入院に要した費用徴収額から適用し、同日前の入院に要した費用徴収額については、なお従前の例による。